

定 款

定 款	1～12ページ
入会及び脱会規程	13ページ
会費規程	14～15ページ

一般社団法人 川崎南青色申告会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人川崎南青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、全青色申告者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営の健全な発展と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- (4) 租税教育などの税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
- (5) 会員相互の親睦及び福利厚生
- (6) 機関紙の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配付
- (7) 友誼団体との連携及び協調
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 事業所得、不動産所得を有する個人で、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員A 正会員と生計を一にする親族で、正会員と共有の不動産所得を有する者
- (3) 準会員B 上記(1)(2)以外の個人で確定申告書Aの作成指導を希望する者
- (4) 賛助会員 上記(1)(2)(3)以外の個人、法人及びその他の団体で、申告書等の作成指導を希望せず、本会の事業を賛助するために入会した者

(会員の権利義務)

第6条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び社員総会の決議に従う義務を有する。

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

2 前項各号における記録が、すでに電磁的方法で閲覧できる状態にあるときは、開示されたものとみなす。

(会員の資格の取得)

第8条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定める所定の申込手続により、任意に入会することができる。

(経費の負担)

第9条 会員は、社員総会の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入する義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は、原則としてこれを返還しない。

(退会)

第10条 会員は、理事会の定める所定の退会手続により、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し総会の一週間前までにその旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 第 9 条第 1 項の支払義務を 12 箇月以上履行しなかったとき。
- (4) 総代議員が同意したとき。

第 4 章 社 員

(社員)

第 13 条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

(代議員の定数)

第 14 条 本会に 20 名以上 50 名以内の代議員を置く。

(代議員の選出)

第 15 条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会の決議を経て、別に定める。

- 2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 第 1 項に定める代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

(代議員の職務)

第 16 条 代議員は、社員総会の議案に対する正会員の意見を把握した上で、正会員を代表して社員総会に出席し、付議事項を審議し、議決権を行使する。

(代議員の任期)

第 17 条 第 15 条第 1 項の代議員選挙は、2 年に 1 度実施し、選出された代議員は、当該事業年度終了後に開催される定時社員総会の終了の時から就任するものとし、その任期は 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴

え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条及び第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

- 3 正会員でなくなった場合、代議員としての地位も失う。
- 4 代議員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(代議員の報酬)

第18条 代議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(代議員の補充)

第19条 代議員が欠けた場合又は代議員の定数を欠くこととなったときに備えて、第15条第1項の代議員選挙時に予備代議員を選挙することができる。

- 2 予備代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 3 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の予備代議員として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 4 予備代議員の定数は5名以上12名以内とする。

第5章 社員総会

(構成)

第20条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 22 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

- 2 議決権の 10 分の 1 以上を有する代議員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会招集の請求が理事にあったときは、社員総会を開催する。

(招 集)

第 23 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項の規定による社員総会招集の請求があったときは、請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 会長が社員総会を招集するときは、代議員に対して法人法第 38 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 24 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項の定めにかかわらず、会長は、出席した代議員の中から議長を指名することができる。

(定足数)

第 25 条 社員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 26 条 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

- 2 社員総会に出席できない代議員は、議決権行使書を総会開催日の 1 週間前までに会長あてに提出するか、または、社員総会に出席する他の代議員を代理人とすることにより議決権を行使することができる。
- 3 前項の場合における前条及び次条の規定の適用については、その代議員は、出席したものとみなす。
- 4 第 2 項の規定により提出された議決権行使書は、本会の主たる事務所に定時社員総会終了後 3 箇月間保管し、代議員の閲覧に供する。
- 5 議決権行使書の様式は、理事会の決議により別に定める。

(決議)

第 27 条 社員総会の決議は、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際して、理事又は監事の候補者の合計数が第 29 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 28 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 役 員 等

(役員を設置)

第 29 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 24 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち 5 名以内を副会長とする。なお、必要と認める場合は、専務理事 1 名を置くことができる。

4 第 2 項の会長をもって法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、第 3 項の副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 30 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長及び専務理事は、会長の意見を参考に理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、理事及び使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務の執行の決

定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の日常業務を執行し、事務局を統括する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、その監事が直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。なお、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前各項に定められた事項のほか、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第29条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第35条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事には、社員総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により、別に定める。

(顧問及び相談役)

第36条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第7章 会 議

(理事会)

第37条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開 催)

第39条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事又は監事から、法令の定めに従って開催の請求があったとき。
- (3) 理事又は監事が、法令の定めに従って招集したとき。

(招 集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が招集する。

2 前条第2号の請求により理事会を招集するときは、その請求があった日から2週間以内の日

を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

- 3 会長が理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対し書面をもってその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項の定めにかかわらず、会長は出席理事の中から議長を指名することができる。

(定足数)

第42条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、前条の出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面によって議事録を作成する。

- 2 出席した会長(会長の出席がなかったときは出席した理事)及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 委員会等

(委員会)

第45条 本会は第4条に定める事業を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員は理事会の推薦により、会員の中から会長がこれを委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員長、副委員長は委員の互選によりこれを選任し、理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

(ブロック)

第46条 本会は、第4条に定める事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、中央、田島、大師、幸及び日吉の5つのブロックを置くことができる。

- 2 ブロックは、ブロック長、副ブロック長及び会員をもって構成し、ブロック長及び副ブロック長は理事の中から会長がこれを委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 各ブロックの区域は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

- 第47条 本会は、第4条に定める事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、各ブロック内に支部を置くことができる。
- 2 支部は、支部長、副支部長、地区長、副地区長、班長及び会員をもって構成し、支部長は、支部の推薦により、正会員の中から会長がこれを委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 副支部長、地区長、副地区長及び班長は支部長が推薦し、会長がこれを委嘱する。

(部会)

- 第48条 本会は、第4条に定める事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、部会を置くことができる。
- 2 部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成し、部会長は、部会の推薦により、正会員の中から会長がこれを委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。

(規則の制定)

- 第49条 委員会、ブロック、支部及び部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事 務 局

(事務局)

- 第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、理事会の承認を経て、会長がこれを任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

- 第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第52条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、当該事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第 53 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度の開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入、支出をすることができる。

2 前項の収入、支出は、新たに成立した予算の収入、支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 54 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類及び監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配制限)

第 55 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、社員総会において、総代議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 57 条 本会は、社員総会における総代議員の 3 分の 2 以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(合併等)

第 58 条 本会は、社員総会において、総代議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(残余財産の帰属)

第 59 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 情報公開、個人情報の保護及び公告の方法

(情報公開)

第 60 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 61 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 62 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 51 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 本会の最初の会長は、長谷川 禎佑とする。

4 本会の最初の代議員は、社団法人川崎南青色申告会選挙管理規程に基づき選出された代議員とする。

5 この定款の一部変更(第 7 条、第 14 条、第 17 条、第 27 条)は、第 17 回定時社員総会の決議があった日(平成 27 年 5 月 21 日)から施行する。

6 この定款の一部変更(第 5 条)は、第 22 回定時社員総会の決議があった日(令和 2 年 5 月 21 日)から施行する。

7 この定款の一部変更(第 29 条)は、第 26 回定時社員総会の決議があった日(令和 6 年 5 月 27 日)から施行する。

一般社団法人 川崎南青色申告会 入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第8条及び定款第10条の規定に基づき、一般社団法人川崎南青色申告会(以下「本会」という。)の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする個人又は団体(法人)に対しては、次に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の決議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

(1) 正会員、準会員及び個人の賛助会員

- ① 氏名、生年月日及び性別
- ② 自宅住所、電話番号及び Fax 番号
- ③ 事業所所在地、電話番号及び Fax 番号
- ④ 業種及び屋号
- ⑤ 納税地及び書類送付先
- ⑥ その他参考事項

(2) 団体(法人)の賛助会員

- ① 団体(法人)名、代表者氏名及び役職
- ② 所在地、電話番号及び Fax 番号
- ③ 事務連絡者氏名、役職名、電話番号及び Fax 番号
- ④ 納税地及び書類送付先
- ⑤ その他参考事項

2 定款第10条により退会した者が再入会を希望する場合は、改めて前項の入会申込書の提出を求めるとともに、退会の際未納の入会金及び会費がある場合は当該未納分の入会金及び会費の納付及び納入を求める。

(退 会)

第3条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を行なう。

附 則

1 この規程は、本会が一般社団への移行認可を受け、移行登記をした日(平成25年4月1日)から施行する。

一般社団法人 川崎南青色申告会 会費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 9 条の規定に基づき、一般社団法人川崎南青色申告会(以下「本会」という。)の会員の入会金及び会費の額並びにその他の取り扱いを定めるものとする。

(入会金及び会費の額)

第 2 条 本会の会員は、定款第 5 条に定める種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。

種 別	入会金の額		会費の額
正会員	1,000 円		月額 1,500 円 (年額 18,000 円)
準会員 A	500 円		月額 750 円 (年額 9,000 円)
準会員 B	—		年額 3,000 円
賛助 会員	個人	—	年額 3,000 円
	法人	—	1 口 年額 18,000 円
	団体	—	所属会員数×年額 2,000 円

(入会金の納付)

第 3 条 本会の会員になろうとするものは、理事会の決議を経て定める入会申告書に必要事項を記載、押印し、前条に定める入会金を添え会長宛に提出しなければならない。

2 前条の定めに係わらず、会長が特別の事情にあると認めた時は、理事会の決議を経て入会金の額を免除することができる。

(会費の納入)

第 4 条 会費の納入方法については、理事会の決議を経て別に定める。

(納入の猶予等)

第 5 条 会長は、会員が天災及びその他の事由により、納期限までに会費を納入することが困難と認められるときは、理事会の承認を得て、第 2 条に定める会費の額の納入を猶予、減額又は免除することができる。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、本会が一般社団への移行認可を受け、移行登記をした日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

2 この規程の一部変更(第 2 条)は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3 この規定の一部変更(第 2 条)は、第 22 回定時社員総会の決議があった日(令和 2 年 5 月 21 日)から施行

会員区分別の特典一覧

	指導		無料相談		旅行	役員	行事参加	保険加入	葬儀等	健康診断	会報	
	申告	記帳	税理士	弁護士								
正会員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
準会員	A	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×
	B	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×
賛助会員	個人	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×
	法人	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
	団体	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×